

《《《《 ご利用者さま ご家族さま 》》》》

住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に
入居をご検討中 または 入居されているみなさまへ

高齢者向け住まいでの 介護保険サービス 利用にあたって 確認したいポイント

～ご本人らしい暮らしを叶えるために～



2022年3月

令和3年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業
「サービス付き高齢者向け住宅等における
適正なケアプラン作成に向けた調査研究」

本冊子の構成

本冊子では、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅にご入居を検討されている、もしくは、現在ご入居されている方が、**高齢者向け住まいで介護保険サービスをご利用になる場合に確認いただきたいポイント**をまとめています。

入居をご検討されている場合と、現在ご入居されている場合とで、お読みいただきたいページを分けて作成しています。

それぞれの場合において、優先順位が高いページには「●」、そうでないものには「△」を記載していますので、以下の表を参考に読み進めてください。

内容	ページ	入居をご検討されている場合	現在ご入居されている場合
住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅とは	2	●	△
介護保険サービス利用の基本的な考え方	3	●	●
入居検討時に確認したいポイント	4	●	△
高齢者向け住まいでの介護保険サービス利用に関するチェックリスト	5	△	●
確認してみましょう！不適切なケース例	6	△	●
高齢者向け住まいでの介護保険サービス利用に関する相談窓口	7	●	●



住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅とは

住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者が安全に暮らしやすいバリアフリー設計となっているなど、食事や一人暮らしの不安などを感じている高齢者の方にとって、**必要な支援を受けながら、ご本人らしい暮らしを実現できる「住まい」**です。

制度上、住宅型有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅とは、以下のような違いはありますが、むしろ住宅の種類よりも、運営事業者の考え方などが高齢者向け住まいの特徴に反映されていることも多くなっています。

介護保険サービスの利用にあたって、この2つの住宅は、介護付有料老人ホームや特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなどのような施設ではなく、

「住宅」＝「みなさまのご自宅」であるとお考えください。

住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の違いと共通点

	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅
利用形態	利用権方式	賃貸借方式
最低居室面積	13㎡	25㎡ ※一定の条件を満たせば18㎡以上で可
受けられるサービス	①食事の提供、②介護（入浴・排せつ・食事）、③家事（洗濯・掃除など）、④健康管理のうち、いずれか1つ以上のサービスが受けられます。	「安否確認」と「生活相談」は必ず受けられます。
共通のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け住まいごとに、建物の設備や職員数、基本費用（追加費用なし）によって、利用可能なサービスや有料のオプションサービスなどは異なります。そのため、契約書をしっかり確認すること、詳しい説明を求めることが重要です。 ・介護保険サービスについては、要介護（支援）認定を受けていれば、利用が可能です。建物に併設された訪問介護やデイサービスなども利用できますし、地域のサービス事業所や入居前に利用していた介護サービスを引き続き利用することも自己選択により可能です。 	

介護保険サービス利用の基本的な考え方

**ケアマネジャーや介護保険サービスは、
あなた自身が選び、決めることが重要です**

介護保険サービスは、ケアマネジャーからの情報やアドバイスなどを参考に、**どこの事業所のどのようなサービスにするかを、ご利用者自身が選び、決めること**で、利用できます。

そのため、ケアマネジャーや利用するサービス、事業所を選ぶ際に、**ご利用者自身の意向や考えが尊重されるかが重要なポイント**となります。

ケアマネジャー（介護支援専門員）って？

- ご利用者の抱えている病気、身体的な機能（日常生活においてご自身でできること・できないこと）、これまでの人生における経験や、それを通じて得た考え方や要望などを把握した上でケアプランを作成する役割を担っています。
- 専門的な見地から、ご利用者にとっての課題解決につながる介護保険サービスなどの利用を提案してくれます。
※時には、ケアマネジャーの提案とご利用者の希望が一致しないこともあり得ますが、この場合はケアマネジャーと話し合っただご利用者ご自身が納得できる結論を出しましょう。
- 信頼できるケアマネジャーは、ご利用者自身を理解してくれているはずなので、頼りになる相談相手と言えます。

ケアプランって？

- ご利用者自身の困りごとや生活する上での課題を解決するために必要な介護保険サービスなどを具体的に定めた計画書です。
- ケアプランは担当のケアマネジャーとご利用者が相談しながら作成するものです。
- 通常はケアマネジャーがケアプラン原案を作成し、専門職の意見等も取り入れながら、ご利用者に説明をして、ご利用者の同意をもって、正式なケアプランが成立します。

入居検討時に確認したいポイント

よくある質問：ケアマネジャーの選び方について

ケアマネジャーは、どうやって選べばいいのでしょうか？

↳ 初めてケアマネジャーを選ぶ場合は、概ね以下の三つの方法が考えられます。

- ①自治体等が発行している事業所リスト等から、ご自身で選ぶ
- ②市町村の窓口（地域包括支援センターなど）に相談し、助言をもらい、ご自身で選ぶ
- ③高齢者向け住まいに相談し、助言をもらい、ご自身で選ぶ

仮に入居前から担当してくれているケアマネジャーがいる場合、入居後も引き続き担当してもらうことはできるのでしょうか？

↳ 既に契約しているケアマネジャーがいる場合は、入居後も引き続き担当してもらうことは可能です。

入居する高齢者向け住まい運営事業者から、情報共有の容易さなどを理由に、新しいケアマネジャーを紹介されることもありますので、実際にお話ししてご検討ください。

よくある質問：入居後に利用できる介護保険サービスについて

訪問介護やデイサービスが併設されている場合に、この併設サービスを必ず利用しなければいけないのでしょうか？

↳ 必ず利用しないといけないわけではありません。併設されている訪問介護やデイサービスは選択肢の一つと考えていただければよいと思います。

これまで利用していたデイサービスやヘルパーを入居後も利用できるのでしょうか？

↳ 利用したい訪問介護事業所やデイサービスがある場合は、そこを選んでいただくことも可能です。

高齢者向け住まいでの 介護保険サービス利用に関するチェックリスト

チェックリスト

ご本人の希望や意見は伝えられていますか？

- 現在担当してくれているケアマネジャーは、ご本人が納得して決めたケアマネジャーですか？
- 現在利用している介護保険サービスは、ご本人が納得して利用を決めたものですか？
- ケアマネジャーには、ご本人の希望や意見を伝えていますか？
- ケアマネジャーからケアプランの説明を聞いて、納得できない場合は、その旨を伝えていますか？

ケアマネジャーはきちんと対応してくれていますか？

- ケアマネジャーと月1回以上は話をする機会がありますか？
- ケアマネジャーは、ご本人の希望や意見を聞いてくれますか？
- ケアマネジャーは、ケアプランの意味や内容を分かりやすく説明してくれますか？
- ケアマネジャーは、ケアプランの作成に関与するご家族に、ご本人の新たな希望や困りごとなどについて、適宜情報共有をしてくれていますか？



確認してみましょう! 不適切なケース例

次のようなケースは、入居者のみなさまの「サービス事業所やサービス内容をご自身で選び、選択する権利」が侵害されている可能性があります。

高齢者住まいでの介護保険サービス利用に関する不適切なケース例

- ✓ 高齢者向け住まいに併設しているデイサービスや訪問介護を利用することが、入居の条件になっていた
- ✓ 入居前に担当してくれていたケアマネジャーに入居後も担当してほしいが、高齢者向け住まいと同じ会社のケアマネジャーに変更させられた
- ✓ 入居前に利用していたデイサービスの継続利用を希望したが、ケアマネジャーや高齢者向け住まいの職員から入居後は利用できないと言われて利用をあきらめた
- ✓ ケアマネジャーや高齢者向け住まいの職員から、ご本人が必要性感じていない介護保険サービスなどを強要された
- ✓ ケアマネジャーは、ご本人の新たな希望や困りごとなどを把握しようとせず、ケアプランの見直しをしてくれない
- ✓ ケアマネジャーと話をする機会がほとんどない(コロナ禍においては、感染対策のため、直接会うことが難しくなったり、話をする頻度が減ったりすることもある)

ケアマネジャーや高齢者向け住まいの職員に相談しても状況が変わらない場合は、市町村の窓口（地域包括支援センターなど）や本冊子 7 ページに記載の相談窓口にご相談をすることも選択肢の一つです。



高齢者向け住まいでの 介護保険サービス利用に関する相談窓口

高齢者向け住まいでの介護保険サービスの利用に関して、分からないことや、不安なこと、困ったことなどがある場合には、以下の相談窓口にご連絡してみましましょう。

住宅型有料老人ホームに関する相談窓口

公益社団法人全国有料老人ホーム協会
電話 03-3548-1077
Web サイト <https://user.yurokyo.or.jp/>



サービス付き高齢者向け住宅に関する相談窓口

一般社団法人高齢者住宅協会
電話 03-6689-7917
Web サイト <http://www.shpo.or.jp/>



介護保険制度や利用できる介護保険サービス等について
もっと詳しく知りたい方へ

厚生労働省「介護サービス情報公表システム」

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/commentary/>



上記のページでは、介護保険制度について、以下のようなポイントを解説しています。

- 介護保険とは
- 介護サービス利用までの流れ
- サービスにかかる利用料
- 用語の解説

また、ご自身でお近くの介護サービス事業所の情報を収集・比較することも可能です。以下のページに利用方法が解説されていますので、ご関心のある方は、ご覧の上、ご活用ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/readme/>

